

東久留米市訓令乙第127号

東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年10月1日

東久留米市長 富田 竜馬

#### 東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会設置要綱

##### (設置の目的)

第1 東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定及び推進するため、東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 後期基本計画の策定及び推進に関し必要な事項について意見を述べること。
- (2) 後期基本計画に関し幅広い見地から意見を聴取することについて支援すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、後期基本計画に関し、東久留米市長（以下「市長」という。）が指示する事項

##### (組織)

第3 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

##### (任期)

第4 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

##### (会長及び副会長)

第5 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、委員会を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第6 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(意見の聴取)

第7 委員会は、必要に応じて委員以外の者の意見を聴くことができる。

(報償)

第8 委員会の委員に対しては、職務の遂行に要する報償を予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、企画経営室企画調整課において処理する。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。